

# 農林中央金庫

## グリーンボンドフレームワーク

### (参考和訳)



2021年9月

(2022年9月更新)

## 内容:

1. 序文
2. サステナビリティへのコミットメント
3. 責任ある金融の推進
4. 発行の目的
5. グリーンボンド原則2021との整合性
  - 5.1 調達資金の用途
  - 5.2 プロジェクトの評価・選定プロセス
  - 5.3 調達資金の管理
  - 5.4 レポーティング
6. 外部レビュー
  - 6.1 セカンド・パーティー・オピニオン
  - 6.2 コンプライアンス・レビュー

付録

## 1. 序文

### 主要ビジネス

農林中央金庫(以下、「当金庫」という。)は、農林漁業協同組合の全国金融機関として、農林中央金庫法に基づき、農林水産業の発展と国民経済の繁栄に寄与することを使命として、「食農ビジネス」、「リテールビジネス」、「投資ビジネス」の3つの事業分野を展開している。

「食農ビジネス」を通じて、生産者・産業・消費者をつなぐ「食農バリューチェーン」を深化させ、金融サービスを含めた総合的なソリューションを提供することで、アジアの食農リーディングバンクを目指している。

「リテールビジネス」を通じて、JAバンク、JFマリンバンクの全国金融機関として様々な金融機能を利用者に提供している。

当金庫の収益の主要なソースである「投資ビジネス」では、景気循環に対するポートフォリオの強靭性を高め、基礎的な収益力の向上を目指して、適切なバランスを保った国際分散投資ポートフォリオによる投資を行っている。

### 組織概要と役割

当金庫は、全国レベルの組織、県レベルの組織、市区町村レベルの組織、および農業、漁業、林業従事者といった組合員から構成される協同組合組織システムの構成要素の一つである。当金庫は、JA信農連(各県信用農業協同組合連合会)やJF信漁連(各県信用漁業協同組合連合会)に対する全国金融機関に位置している。

当金庫の資本は、農業協同組合(JA)、漁業協同組合(JF)、森林組合(JForest)等の系統会員からの出資により提供され、これらに加え、JA信農連、JF信漁連、当金庫自身もその一部であるJAバンクシステムおよびJFマリンバンクシステムの貯金による安定的な調達基盤を有している。

これらを背景に当金庫は、その会員、農林水産業従事者、農林水産業に関連する企業等に資金提供を行うことに努めている。また国内外で多様な投融資を行い、資金の効率運用を図り、会員への安定的な収益還元を努めている。中期経営計画では、3つの事業領域それぞれについて重点戦略を策定し、サステナブル経営への貢献を目指している。

### パーパス・ビジョン・ミッション<sup>1</sup>

当金庫は、以下の通り自身のコーポレートアイデンティティと経営理念を定義している。

**パーパス:** 自身の存在意義 – “持てるすべてを「いのち」に向けて。”

農林水産業をはぐくみ、豊かな食とくらしの未来をつくり、持続可能な地球環境に貢献する。

**ビジョン:** 目指す姿 – 農林水産業と食と地域の暮らしを支えるリーディングバンク  
農林水産業の発展と脱炭素社会へ貢献する。

**ミッション:** 目指す姿と理念の実現に向けた事業活動の基本  
中長期目標(詳細は付録参照)を設定し、年度毎の経営計画で実践をしていく。

---

<sup>1</sup> サステナビリティ報告書

<https://www.nochubank.or.jp/sustainability/disclosure/report/>

## 2. サステナビリティへのコミットメント

当金庫は、「倫理憲章」に基づき、当金庫自身だけでなく、全てのステークホルダーにとって重要な課題に取り組むことで、自身の経営、ひいては環境・社会の持続可能性の向上を目指している。

我が国では、環境に配慮した農業の取組み進展、資源管理型漁業の展開、間伐・再造林等を通じた森林の多面的な機能発揮により、農林水産業が環境に対して貢献している。一方で、農林水産業は、気候変動をはじめ自然環境に最も影響を受けやすい産業であるとともに、その産業活動自体が、温室効果ガス排出等、環境に負荷をかけている面もある。当金庫は、こうした現状や農林水産業の持続可能性に関する課題が、まさに自らの事業基盤の抱える課題そのものと認識し、自らのビジネス活動を通じて、温室効果ガスの排出削減をはじめとして、グローバルな課題の解決に取り組んでいく。

当金庫では、環境・社会課題の解決に向けたソリューションの提供を通じて、当金庫の事業の持続可能性確保を目指す「サステナブル課題」(5つの重点分野、14のトピックスー詳細はAppendix参照)を策定している。また、各テーマのあるべき姿としてサステナブル中期目標を策定することで、それぞれのテーマの実現に向けたサステナビリティ経営を推進していく考えである。

中期経営計画(2019～2023年度)では、「食農ビジネス」「リテールビジネス」「投資ビジネス」の3つの事業分野ごとに「持続可能な開発目標(SDGs)」に向けた主な取り組みを定めている。これは、当金庫の各事業を支援するコーポレート本部の機能にも設けられており、当金庫の事業基盤の前提となる環境・社会を持続可能とすべく、それぞれの領域において、事業活動を通じてSDGsの取組み実現への貢献を目指している。

### サステナビリティ推進体制

当金庫は、サステナブル経営の高度化に向けて、以下の通り、体制の強化を進めている。

#### サステナブル協議会

サステナブル経営に関する全体方針や経営課題等を協議する会議体として設置

#### サステナビリティ・アドバイザリー・ボード

サステナブル経営について、外部有識者と協議を行う場として設置

#### チーフ・サステナビリティ・オフィサー

サステナブル経営の統括・推進を担う責任者として、海外(ロンドン駐在)と国内の2名の役員をチーフ・サステナビリティ・オフィサーとして配置

#### チーフ・ダイバーシティ・オフィサー

ダイバーシティ&インクルージョンへの取組みの統括・推進を担う責任者として、チーフ・ダイバーシティ・オフィサーを配置

#### 本部ユニット・サステナビリティ・オフィサー

組織一体となったサステナブル経営の強化に向けて、各本部・ユニットに本部ユニット・サステナビリティ・オフィサーを配置

また、環境問題に限らず、人権等も持続可能な経済を支える重要なテーマであると認識してお

り、2019年10月に「環境方針<sup>2</sup>」とともに「人権方針<sup>3</sup>」を制定のうえ、2021年度からはグループ会社とも方針を共通化している。

### 3. 責任ある金融の推進

「責任ある金融」の推進は、当金庫のサステナブル経営における五つの「サステナブル課題」の重点分野の一つである。2019年度より、この重点分野における取組みとして、「サステナブル・ファイナンス」の取組みを開始している。「サステナブル・ファイナンス」は、当金庫がこれまで積み重ねてきた農林水産業を含む環境と社会の持続可能性を高めることに投融資活動を通じて貢献しようとする努力を、より一段向上させた取組みである。「サステナブル・ファイナンス」の取組みを通じて、当金庫は、環境社会リスク認識と伝統的な財務リスク／リターン分析を投融資判断の上で統合する枠組みを作り、社会のESGに関する要請に適切に対応しつつ、ビジネス機会を獲得するためのサステナビリティリンクローンやESGテーマ型投融資等の幅広い金融プロダクトへの投資に取り組んでいる。

このようなローンや投資の取組みは中期経営計画(FY2019-2023)にも沿うものである。中長期目標として、投融資先のGHG排出量を2030年までに50%削減(2013年対比)することを設定しているほか、2030年までにサステナブル・ファイナンスを10兆円新規実行することを目指している。

また、一方で、リスク管理の観点から、「サステナブル・ファイナンス」の取組みの下、環境社会リスク管理(ESRM)を導入した。ESRMは、個別の投融資先やプロジェクト関連の取引に対する投融資の判断を行う際に、環境リスクと社会リスクを評価・検討することを目的とした枠組みである。以下が具体的な取組みである。

#### 投融資セクター方針

当金庫は、投融資検討時において、環境・社会に深刻な影響を与える可能性が高いセクターへの取引を禁止・制限する方針を制定している。

#### ESGインテグレーション

ESGインテグレーションとは、投融資先の財務分析と、非財務情報であるESG要素を総合的に評価し投融資判断を行うための枠組みである。収集されたESG関連情報は取引先との対話にも利用される。リスク管理部門は、当金庫の投融資における環境・社会リスク評価実施によるリスク管理機能に加え、フロント部門が取り組むESGインテグレーションを第2線の立場で支える役割を担う。

#### 赤道原則

当金庫は、2017年5月の赤道原則採択以来、投融資案件が赤道原則に適合していることを確認し、また誓約条項の遵守状況をモニタリングする方針および手続きを策定している。なお、審査部には対象プロジェクトの赤道原則への適合性を検証するスタッフを配置している。

#### 環境インシデント対応

当金庫は、投融資先の期中モニタリングの一環として、環境・社会に深刻な影響が懸念される企業行動・事業活動や関連する事象を定期的にモニタリングし、レピュテーションリスクや信用リスクを管理するためのフレームワークを策定している。また、このフレームワークにおいて、適切かつ責任ある判断を行うため、意思決定をエスカレーションするプロセスを導入している。

<sup>2</sup> (日本)[https://www.nochubank.or.jp/news/news\\_release/uploads/2019/19-26\\_環境方針.pdf](https://www.nochubank.or.jp/news/news_release/uploads/2019/19-26_環境方針.pdf)

<sup>3</sup> (日本)[https://www.nochubank.or.jp/news/news\\_release/uploads/2019/19-26\\_人権方針.pdf](https://www.nochubank.or.jp/news/news_release/uploads/2019/19-26_人権方針.pdf)

### 主要なイニシアティブへの参加

また、国連グローバル・コンパクト、CDP、21世紀金融行動原則、TCFD、PRB、PCAFなど、赤道原則以外の主要なイニシアティブにも参加している。



## 4. 発行の目的

当金庫は、グリーンボンドの発行を通じて、低炭素経済への移行をファイナンスするとともに、責任ある発行体としてサステナブル・ファイナンスを進め、持続可能な社会、環境の実現に貢献することを目指している。

## 5. グリーンボンド原則2021との整合性

当金庫のグリーンボンドフレームワーク(以下、「フレームワーク」)は、国際資本市場協会(「ICMA」)が定めるグリーンボンド原則2021(以下「GBP」)に基づき策定されている。GBPは、グリーンボンドを発行する際のベストプラクティスの自主的なプロセス・ガイドラインであり、当金庫のフレームワークはGBPの4つの中核的要素と整合している。

### 5.1 調達資金の用途

当金庫は、グリーンボンドの調達資金に相当する金額を以下の「適格性基準」を満たす当金庫(およびその子会社による投資を含む)の既存または将来のプロジェクトの全部または一部の資金調達または借換えに使用する意向である。

#### 適格性基準

適格グリーンプロジェクトは以下のすべての条件を満たす:

- (i) プロジェクトは、下記の適格プロジェクトカテゴリーの1つ以上に該当し、
- (ii) 該当するグリーンボンドの発行日から24カ月以内に当金庫が投融資したか、発行日以降に新たに投融資した案件

当金庫は、以下に示すように、グリーンボンドを発行することで、国連の持続可能な開発目標の達成を支援することを目指している。

GBP適格プロジェクトカテゴリー	適格性基準	環境目標	該当するSDG
再生可能エネルギー	再生可能エネルギープロジェクト(発電・送電)(CO2 排出量が1kwh 当たり 100g 以下のもの)への融資または借換えのための資金: <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 太陽光、太陽熱、風力(陸上および洋上)、地熱発電資産の建設、保守及び/又は運営</li> <li>b. 資源保全・管理について適切な認証を得た森林由来のバージンウッド(チップ及びペレット)を利用したバイオマス発電プラントの建設、保守及び/又は運営</li> </ul>	気候変化の緩和 大気汚染防止・制御	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
クリーンな輸送	クリーン輸送プロジェクト(CO2 排出量が 50gCO2/p-km 以下)への融資または借り換えのための資金: <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 軽鉄道路線または高速鉄道リンクの建設、保守及び/又は運営</li> <li>b. 電気車両などのクリーン輸送のためのトンネルの建設、保守及び/又は運営</li> <li>c. 売却またはリースのためのスペアおよび関連部品製造を含む電動列車の製造</li> </ul>	気候変化の緩和 大気汚染防止・制御	11.住み続けられるまちづくりを
グリーンビルディング	以下の認証のいずれかを取得している、または取得予定の不動産物件(日本の REIT 形式のものを含む)への投融資、または借換えのための資金: <ul style="list-style-type: none"> <li>a. LEED の Gold 又は Platinum</li> <li>b. BREEAM の Excellent 又は Outstanding</li> <li>c. CASBEE の A 又は S</li> <li>d. DBJ Green Building Certification の 4 つ星又は 5 つ星</li> </ul>	気候変化の緩和 大気汚染防止・制御	9.産業と技術革新の基盤をつくろう

## 除外基準

当金庫は、グリーンボンド発行による調達資金のアロケーションに適用する除外基準の一覧表を作成している。この観点から、当金庫は、以下の除外基準に該当するプロジェクト及びビジネスセクターの資金調達のためには、資金を意識的に配分しないことを約束する。

- a. クラスタ弾
- b. ユネスコ指定の世界遺産へ負の影響を及ぼす事業
- c. ラムサール条約指定湿地へ負の影響を及ぼす事業
- d. 児童労働又は強制労働を行っている事業
- e. 石炭火力発電
- f. 石炭採掘
- g. パーム油
- h. 森林伐採
- i. 非人道兵器
- j. 保護価値の高い地域 (IUCN カテゴリーI~IV) へ負の影響を及ぼす事業
- k. 先住民族の地域社会へ負の影響を及ぼす事業
- l. 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業

## 5.2 プロジェクトの評価・選定プロセス

### プロジェクト選定における適格性基準の適用

当金庫の投融資案件の環境、社会リスクの評価・管理は、まず、前述の ESRM によるリスク管理方針に基づき行われている。そうした管理に基づき投融資される案件から、以下のプロセスにより、上記の調達資金の適格性基準に合致したものが、適格グリーンプロジェクト選定リストを構成する資産となる。

まず、プロジェクト投資等の案件を直接担当するフロント各部署であるプロジェクトファイナンス部および不動産ファイナンスソリューション部が、上記適格性基準(i)のプロジェクトカテゴリーのいずれかに適合し、同基準(ii)を満たす「適格グリーンプロジェクト」候補のリスト原案を作成し、資金の配分・適格資産選定プロセスの実施を総括監督する資金為替部に提示する。資金為替部はフロント各部署から提出されたリストを統合し、当該リスト中の案件が本フレームワークの基準に合致していることを再チェックする。最後に、当金庫のサステナブル経営に関する企画総括を含む総合ビジネス企画を担当する総合企画部(サステナブル経営室)も加わって、この適格グリーンプロジェクト選定リストを、以上の関係各部と共同して承認する。

### 選定されたプロジェクトのモニタリング

適格グリーンプロジェクトに選定された案件は(それ以外の案件も同様であるが)、投融資実行以降、償還もしくは売却に至るまでの資産ライフサイクルの間、フロント部署により継続的にモニタリングされる。このモニタリングにより、万が一、選定されたプロジェクトに異変が生じ、適格性基準を満たさなくなったと判断すべき事象が認められる場合には、ただちに適格グリーンプロジェクト選定リストから除外する。

## 5.3 調達資金の管理

当金庫は、グリーンボンドによる調達資金を管理し会計処理するための内部追跡システムを確立している。調達資金に等しい金額が全額配分されるまで、調達資金は現金、現金同等物、銀行口座、又は当座資金への投資により一時的に保有される。

適格グリーンプロジェクトとして資金充当の対象であった資産を売却した場合、またはプロジェクトが適格性基準をもはや満たさなくなった場合、資金は他の適格グリーンプロジェクトに再配分される。元本と利息の支払いは、当金庫の一般勘定から行われ、適格グリーンプロジェクトのパフォーマンスとは連動しない。

## 5.4 レポーティング

当金庫は、グリーンボンドの発行により調達した調達資金の純額の全額またはこれに相当する金額を配分するまで、少なくとも年 1 回ウェブサイト(<https://www.nochubank.or.jp>)に、グリーンボンドレポートを公表する。全額充当後も、少なくとも年 1 回、情報の更新を行う。なお、それぞれのグリーンボンドレポートは、アロケーションレポート・インパクトレポートの双方を含む想定である。

### アロケーションレポート

- (i) 適格グリーンプロジェクトに充当された調達資金の金額
- (ii) 報告期間末日現在の適格グリーンプロジェクトに未充当の調達資金の残高

### インパクトレポート

下の表にリストした情報を含む、簡潔な記述と期待される影響の測定指標(二酸化炭素換算トン単位での GHG 排出回避量を含む)を備えた適格グリーンプロジェクトのリスト

適格プロジェクトカテゴリー	報告すべき追加情報
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サブセクター別・立地別分布</li> <li>■ 年間発電量</li> <li>■ 秘密保持・顧客の事前同意を前提として、プロジェクト一例のハイレベルな記述</li> <li>■ 実行可能な範囲内で、推定されるプラスの環境影響を定量的に集計評価したもの(KPI の例: 二酸化炭素排出削減推定量、及び融資の割合)</li> </ul>
クリーンな輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サブセクター別・立地別分布</li> <li>■ 秘密保持・顧客の事前同意を前提として、プロジェクト一例のハイレベルな記述</li> <li>■ 実行可能な範囲内で、推定されるプラスの環境影響を定量的に集計評価したもの(KPI の例: 二酸化炭素排出削減推定量)</li> </ul>
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外部認証(レーティング)</li> <li>■ 秘密保持・顧客の事前同意を前提として、対象となる REIT・不動産の事例</li> <li>■ KPI の例: 二酸化炭素排出削減推定量</li> </ul>

## 6. 外部レビュー

### 6.1 セカンド・パーティー・オピニオン

当金庫は、本フレームワークとGBPとの適合性を評価するためのセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を、ESGの調査・評定を行う独立系調査認証機関であるサステナリティクスに依頼している。SPOは、SPOの提供者のウェブサイトに掲載される。

### 6.2 コンプライアンス・レビュー

すべての資金が適格グリーンプロジェクトに充当されるまでサステナリティクス（または当金庫がサステナリティクスの後継者として指名した他の機関）は、すべての重要な点において、本フレームワークに定めた基準に沿って調達資金が充当されているかに関するコンプライアンス・レビューを年次ベースで実施する。

## 付録

図1 中長期目標

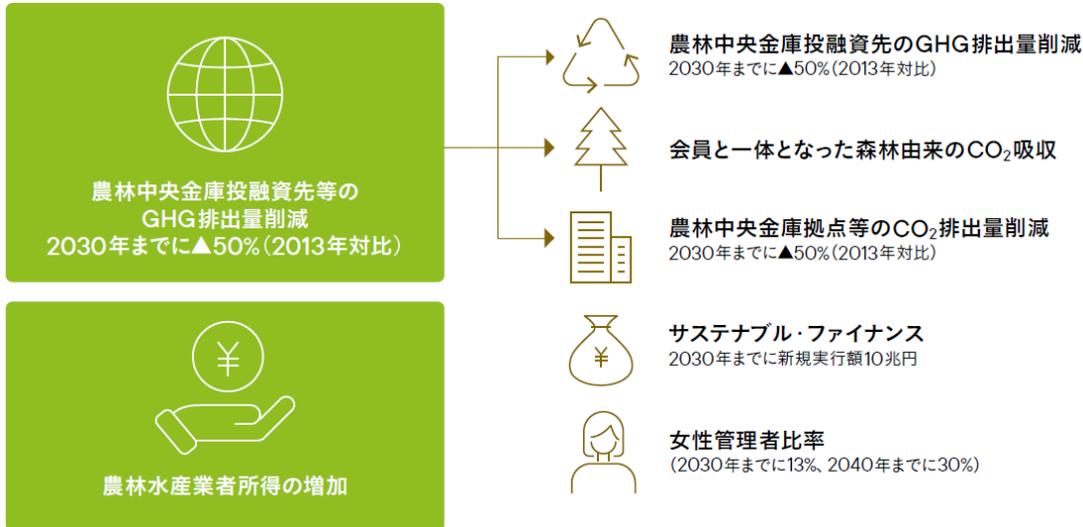


図2:サステナビリティ・トピックス(5つの重点分野と14のトピック)<sup>4</sup>

5分野	14課題
(分野1) 農林水産業・食・地域への ポジティブインパクトの創出	> (課題1-1) 持続可能な農林水産業への貢献
	> (課題1-2) 安心・安全な食料供給への貢献
	> (課題1-3) 持続可能な地域コミュニティへの貢献
	> (課題1-4) 農林水産業の基盤としての自然環境の保全
	> (課題1-5) ビジネスイノベーションの創出
(分野2) 責任ある金融の推進	> (課題2-1) サステナブルファイナンスの推進
	> (課題2-2) 持続可能なエネルギー利活用への貢献
	> (課題2-3) 誰も取り残さない金融の実現
(分野3) サステナビリティ経営の推進	> (課題3-1) 透明性のある組織統治体制の確保
	> (課題3-2) 環境や社会に関するリスク機会の管理強化
	> (課題3-3) ステークホルダーエンゲージメントの強化
(分野4) 高度な人財の確保	> (課題4-1) ダイバーシティと機会均等の向上
	> (課題4-2) 人材育成の強化
(分野5) 金融機関の信頼基盤維持	> (課題5-1) コンプライアンス態勢の更なる強化

4

サステナビリティ報告書

<https://www.nochubank.or.jp/sustainability/disclosure/report>

## 免責条項

本農林中央金庫グリーンボンドフレームワーク(本フレームワーク)に記載された情報および意見は、本フレームワークの日付現在のものであり、予告なしに変更されることがある。新しい情報、将来の事象、その他の結果に影響されるかどうかにかかわらず、当金庫および当金庫の関連会社はこれらの記述を更新または修正する責任や義務を負わない。本フレームワークは、現在の当金庫の方針および意図を表したものであり、変更される可能性があり、法的関係、権利または義務を発生させることを意図したのではなく、そのために依拠することもできない。本フレームワークは、網羅的ではない一般的な情報を提供することを意図している。本フレームワークは、別途審査、承認または是認されていない公開情報を含んでいる、または参照している可能性があり、したがって、当金庫は、当該情報の公平性、正確性、合理性または完全性に関して、明示的か黙示的かを問わず、一切表明保証するものではなく、いかなる義務及び責任も負わない。本フレームワークには、将来の事象や見通しに関する記述が含まれている場合がある。本フレームワークに記載されている将来の予測、予想、見込み、または見通しは、いずれも保証されたものとして受け取られるべきものではなく、また、そのような将来の予測、予想、見込みまたは見通しの前提が正しい、または網羅的であること、もしくは前提が、本フレームワークに完全に記載されていることを示唆し、または、保証するものではない。どのような債券についても、潜在的投資家が要求する環境および持続可能性の基準に対する適合性に関して、いかなる表明もされていない。債券の各潜在的購入者は、資金用途に関して、本フレームワークに含まれる、または言及されている情報の妥当性を自ら判断すべきであり、債券の購入は、当該潜在的購入者が必要と認める調査に基づいて決定されなければならない。当金庫は、その発行するグリーンボンドに関連して、調達資金の用途、プロジェクトの評価および選定、調達資金の管理および報告に関して、当金庫が意図した方針および行動を定めている。しかしながら、当金庫が適格プロジェクトに資金を拠出しなかったもしくは適格プロジェクトを完了しなかったこと、調達資金が本フレームワークに明記されている除外活動のために直接的もしくは間接的に用いられないことを確保しなかったこと、(信頼できる情報および/もしくはデータの欠如等により)本フレームワークにおいて想定される調達資金の用途および環境影響に関する報告を投資家に提供しなかったこと、またはその他理由の如何を問わず、本フレームワークを遵守しなかったとしても、いかなる債券の要項上の債務不履行事由または義務違反とはならない。さらに、本フレームワークに記載されている適格プロジェクトの期待される便益のすべてが達成されない可能性があることに留意すべきである。市場、政治・経済情勢、政府の政策の変更(政府の継続性の有無、政府の構成の変更の有無を問わず)、法令、規則、法令の変更、発足中の利用可能な適格プロジェクトの不足、プロジェクトの完了または実施の失敗、およびその他の課題を含む(ただし、これらに限られない)要因により、これらの取組みから期待される便益の一部または全部を達成する能力が制限される可能性がある(資金調達および適格プロジェクトの完了を含む)。環境を重視する各潜在的投資家は、適格プロジェクトが期待された環境上またはサステナビリティ上の便益をもたらさない可能性があり、悪影響をもたらす可能性があることを認識すべきである。本フレームワークは、当金庫および当金庫の会員の証券に関する推奨事項を構成するものではない。本フレームワークは、当金庫または当金庫の会員が発行する証券の販売または勧誘を目的としたものではなく、そのような内容を含んでおらず、また意図するものではない。特に、適用される法律および規則を遵守している場合を除き、本フレームワークおよびその他の関連資料は、それが違法である法域において配布または公開してはならない。当該文書を保有する者は、配布に関する適用される制限を自ら認識し、それを遵守しなければならない。いかなる債券購入の意思決定も、当該債券の募集に関連して提供される募集文書に含まれる情報にのみ基づいて行われるべきである。潜在的投資家は、独自の独立した投資判断を求められている。